

**八王子地区第二特別支援学校(仮称)**  
**基本計画検討委員会報告書**

平成30年3月  
東京都教育委員会

## はじめに

東京都教育委員会は、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定いたしました。

本計画では、「東京都特別支援教育推進計画・第三次実施計画（平成22年11月策定）」において、八王子市台町から八王子市東浅川町に移転改築を計画していた八王子特別支援学校について、八王子市東浅川町に建設する特別支援学校を新設校（八王子地区第二特別支援学校（仮称））に位置付け、八王子市台町にある現在の校舎は、引き続き八王子特別支援学校として活用することとしています（八王子特別支援学校は現在、小学部・中学部・高等部を設置していますが、八王子地区第二特別支援学校（仮称）の開校に合わせて学部改編を行い、小学部・中学部を設置する学校となります。）。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、八王子地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

平成30年3月

東京都教育庁都立学校教育部

# 目 次

## 第1章 基本的枠組

1	基本的枠組	1
2	目指す学校	1
3	教育目標	2
4	教育目標を達成するための基本方針	2

## 第2章 教育課程

1	教育課程編成の基本的な考え方	3
2	教育課程編成の基本方針	3
3	各教科等の指導の重点	5
4	生活指導及び進路指導の重点	11
5	高等部の作業学習の展開	12
6	年間総授業時数（例）	13

## 第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

## 第4章 施設・設備の整備

1	施設・設備の整備の考え方	17
2	施設の概要	17
3	基本方針	17
4	施設の基本計画	17
5	施設一覧	18

## 参考資料

20

# 第1章 基本的枠組

## 1 基本的枠組

### (1) 設置目的

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、知的障害教育部門小学部、中学部及び高等部を設置する八王子地区第二特別支援学校（仮称）を新設する。

なお、本校新設に合わせ、八王子特別支援学校の学部改編を行い知的障害教育部門小学部、中学部を設置する学校とし、両校により八王子地区の在籍者数増加に対応する。

### (2) 設置場所

東京都八王子市東浅川町546番1号ほか

### (3) 設置学部等

知的障害教育部門の小学部、中学部及び高等部普通科を設置する。

### (4) 学校規模

81学級

### (5) 通学区域

通学区域は以下を基本とし、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、近隣の都立特別支援学校とも調整の上、設定する。

小学部・中学部： 現在の都立八王子特別支援学校の通学区域の一部

高等部普通科： 現在の都立八王子特別支援学校の通学区域

### (6) 設置予定日

平成32年4月1日

## 2 目指す学校

八王子地区第二特別支援学校（仮称）は、昭和41年の開校以来、地域の知的障害特別支援教育の中核を担ってきた八王子特別支援学校の高等部及び小・中学部の一部を引継ぐこととなる。

八王子特別支援学校がこれまで培ってきた歴史と伝統を踏まえるとともに、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計（第二期）・第一次実施計画の基本理念「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を実現するため、次のような学校を目指していく。

児童・生徒の人権を尊重し、一人一人に応じた専門的な知的障害教育を推進することにより、豊かな人間性や社会性を育み、地域社会の一員として社会参加・自立できる人材を育成する。

同時に特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域との連携の中で、共生社会の実現に向けた理解啓発を推進し、児童・生徒の社会参加を促進する。

### 3 教育目標

- (1) 健康な身体と豊かな心を育む。
- (2) 個性を生かし、主体性を育み、生活する力を育てる。
- (3) 仲間を思いやり、仲間と協力する力を育てる。
- (4) 自ら考え、判断し、表現して行動する力を育てる。
- (5) 社会の一員として、働く意欲と自立する力を育てる。

### 4 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 特別の教科 道徳（道徳）、特別活動、（総合的な学習の時間）、自立活動、性教育、人権教育、キャリア教育においては、全体計画を作成し、年間指導計画に基づき、組織的・計画的に指導を行う。人権尊重の精神に根差した教育の徹底を図る。
- (2) 安全教育の全体計画、年間指導計画を作成し、計画的に安全な学校づくりを推進する。「安全配慮義務」について、全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）を未然に防止する。
- (3) 学級経営計画を作成して、各学級の実態に応じた学級指導を行う。
- (4) 年間指導計画、週ごとの指導計画、個別指導計画の関連を図り、意図的・計画的な授業を実施し、評価を通して授業改善へとつなげる。
- (5) 「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見、早期解決、未然防止に向けた指導の充実に努め、いじめを許さない学級作りを推進する。
- (6) アセスメントによる実態把握を行い、教育環境を整え、一人一人に合った手立てを用意して、意欲が高まる動機付けによる授業づくりを推進して、根拠に基づいた指導と児童・生徒がもっている力を最大限に発揮できる授業の実践を目指す。
- (7) 自立と社会参加の力を身に付けるため、保護者や都立特別支援学校知的障害教育外部専門員（以下「外部専門員」という。）との連携の下に、個々の障害特性に着目し、一人一人のニーズに応じた教育を進める。
- (8) 学校生活における言語環境を整備して、一人一人の障害の状態等に応じた適切なコミュニケーション手段の選択・活用を図る。

## 第2章 教育課程

### 1 教育課程編成の基本的な考え方

八王子地区第二特別支援学校（仮称）の教育課程は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」（以下「新学習指導要領」という。）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月告示）及び東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念を踏まえ、児童・生徒が将来、自立し社会参加するとともに、社会に貢献するために必要な資質・能力を育成するための社会に開かれた教育課程を編成する。

小学部では、新学習指導要領が示す「育成を目指す資質・能力」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の育成を図るとともに日常生活の指導に重点を置き、発達段階に応じた指導目標を設定し、学校生活に見通しがもてるように指導する。

中学部では、小学部で培った「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」や日常生活の能力に加えて、集団参加や役割などの社会性の指導を大切に指導する。

また、小・中学部では、児童・生徒の実態に応じて、学級編制にかかわらず、知的障害の教育課程又は自閉症の教育課程での教育が受けられるようにする。

高等部では、学年ごとに教育課程を実施することを基本とし、教科別の指導、領域別の指導、各教科等を合わせた指導をバランスよく実施するとともに、高等部卒業後のライフプランを考えることができるように職業教育、キャリア教育の充実を図る。

### 2 教育課程編成の基本方針

#### (1) 小学部・中学部

##### ア 普通学級の教育課程

###### (ア) 知的障害の教育課程の充実

各教科による指導と各教科等を合わせた指導をバランスよく配当した教育課程を編成する。各教科については、国語、算数(数学)を中心に基礎的な学力の定着を図る。また、各教科等を合わせた指導については、日常生活の指導、生活単元学習を中心に、遊びの指導、作業学習を設定し、小学部・中学部の各段階に応じた指導目標や指導内容の設定を行うとともに、一貫した指導の充実を図る。

###### (イ) 自閉症の教育課程の充実

社会性の学習を設定し、自閉症の児童・生徒の社会性、認知やコミュニケーション等の障害特性に配慮した指導の充実を図る。また、学習環境の構造化や絵、文字、写真カード等を用いた視覚支援等に努め、自閉症の児童・生徒が落ち着いた学校生活を送ることができるように支援する。

##### イ 重度・重複学級の教育課程

児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行う自立活動の時間の指導を設定し、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いて指導する。

また、日常生活の指導を充実させ、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

## ウ 教科指導の充実

国語・算数（数学）等の各教科の指導は個別の課題学習を基本とし、外部専門員と連携し、標準化された発達検査等の結果を踏まえた根拠に基づく専門的な指導の充実を図ることで、日常生活や社会生活に必要な基礎的な学力が身に付くように指導する。

## エ 各教科等を合わせた指導の充実

各教科等を合わせた指導は、日常生活、社会生活の自立に向けた意欲や態度を育むことに重点を置き、指導する。

小学部・中学部とも日常生活の指導及び生活単元学習を中心に指導内容や方法を工夫し、基本的な日常生活動作や望ましい生活習慣の確立、コミュニケーション力や社会性を育てるよう指導する。

また、中学部では、高等部の作業学習につなげることを念頭に、作業学習を設定し、職業教育の充実を図り、生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観を育てるよう指導する。

## オ 自立活動の指導の充実

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。また、外部専門員との連携により、自立活動の指導の充実を図るとともに、各教科等の指導との関連を明確にし、教育活動全体で取り組む。

## カ 副籍制度の推進

児童・生徒の地域との関わりを積極的に進めるため、副籍制度による直接交流を促進する。

## キ 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小学校・中学校との学校間の交流及び共同学習の充実を図る。その際、八王子市教育委員会との連携を図るとともに、これまでの交流の実績を踏まえ、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

## (2) 高等部

### ア 普通学級の教育課程

普通学級では、第1学年は学級を基本としながら、学年等の異なる規模の学習集団でもより良い人間関係を築いていける基礎的な力が培われるよう指導する。第2学年から、教育課程の類型化（総合類型（仮称）、基礎類型（仮称））を行い、生徒一人一人の障害の状態や進路希望に応じた教育の充実を図る。

各教科の指導を通して基礎的な学力の定着、伸長を図るとともに、作業学習の充実に努め、将来の自立と社会参加に必要な力が培われるよう指導する。

作業学習では、作業種目を類型に応じて設定し、産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組む。また、近隣の都立学校や地域の社会資源を有効に活用し、望ましい勤労観や職業観の育成、自己の適性の理解など将来の自立と社会参加の基礎が培われるよう指導する。

### イ 重度・重複学級の教育課程

重度・重複学級では、日常生活の指導や生活単元学習等の指導を通して、基本的な生活習慣の確

立を図るとともに、一人一人の可能性の最大限の伸長を図り、地域の福祉施設等での自立と社会参加に必要な力を育成できるよう指導する。

#### ウ 教科指導の充実

小学部・中学部における学習の積み上げを基盤とし、地域の中学校から進学してくる生徒の教科学習のニーズに応えることができるよう、3年間の指導の見通しをもって指導内容の適切な精選と年間指導計画の作成を行い、日常生活や社会生活に生かすことのできる知識・技能等の確実な定着を図られるよう指導する。

#### エ 各教科等を合わせた指導の充実

小学部・中学部における日常生活の指導や生活単元学習で培った「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」を高等部卒業後の「働く生活」に向けてより具体的・実地的な職業能力として高めることができるよう、作業学習を中心とした教育課程を編成し、実施する。そのため、総合類型（仮称）では、日常生活の指導と生活単元学習は実施せず、各教科等や作業学習に重点を置いた教育課程を編成する。また、基礎類型（仮称）では、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習を設定し、各教科等の指導との関連による指導の充実を図る。

なお、両類型における作業学習の実施に当たっては、地域の特色を活かした作業種目の選択や学習内容の工夫に努めるとともに、作業工程の分析や補助具の工夫や開発を行い、生徒一人一人が主体的、自主的に学習できる環境の整備を推進する。

また、外部専門員と連携し、作業内容や製品の品質の向上や作業環境の整備等を図る。

#### オ 自立活動の指導の充実

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。また、外部専門員との連携により、自立活動の指導の充実を図り、教科等の指導との関連を明確にするとともに、青年期特有の生活指導上の諸課題に対応する等、教育活動全体で取り組む。

#### カ 高等部における自閉症教育の充実

小学部、中学部の自閉症教育の成果を踏まえて自閉症の生徒に分かりやすい学習環境の整備を行う。例えば、作業学習では、作業する量や手順を明確に示した支援の仕組みを工夫することで、生徒が見通しをもって落ち着いて作業を継続できるよう配慮する。

#### キ 学校間交流の充実

生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の中学校や都立高等学校との学校間の交流及び共同学習の充実を図る。その際、これまでの交流の実績を踏まえ、交流先の教員等にアドバイザーとして参加してもらうなど、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

### 3 各教科等の指導の重点

#### (1) 小学部

##### ア 各教科

・国語及び算数については、小学部低学年（第1・2・3学年）及び重度・重複学級では、合科と

して設定する。「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」、「数量の基礎」、「数と計算」、「図形」、「測定」及び「データの活用」の基礎的な力を個別の課題学習を中心として個に応じた指導する。特に、「聞くこと・話すこと」に関する指導では、言語活動に適した環境を整備し、児童の実態に合わせた手段を用いた活発な言語活動を促す取組を適切に取り入れ、自立活動との関連を考慮して指導する。

- ・音楽では、「表現」、「鑑賞」等の学習内容を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力を育成するために、楽しみながら主体的に活動できるように指導する。
- ・図画工作では、「表現」及び「鑑賞」等の学習内容を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成するため、児童の発達段階に応じた適切な材料や用具を選択し、造形活動に興味や関心がもてるように指導する。また、学校行事等と関連を図り、造形活動を通して児童が喜びや達成感を味わえるように工夫する。
- ・体育では、児童の健康状態を十分に考慮しつつ、「体づくり運動遊び」、「器械・器具を使っの遊び・運動」、「走・跳の遊び・運動」、「ボール遊び」、「表現遊び」、「保健」等の学習内容を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、心身の健康の保持増進や体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動やスポーツを日常生活に積極的に取り入れる態度が育成できるように指導する。

#### イ 特別の教科 道徳

- ・児童の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定し、各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して教育活動全体で適切に指導する。

#### ウ 外国語活動

- ・小学部第3学年以上の児童を対象とし、各教科等を合わせた指導（生活単元学習）で取り扱う。知的障害の特性を踏まえ、児童が興味・関心のあるものや日常生活及び社会生活と関わりがあるものを重視し、個々の児童の発達の段階に考慮した内容を工夫し、国語科の各段階の目標や内容と関連付けながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成できるように指導する。

#### エ 特別活動

- ・小学部第4学年以上でクラブ活動を設定する。児童の障害の状態や特性等を考慮し、児童の興味や関心が可能な限り活かされた活動内容を設定する。
- ・宿泊を伴う学校行事を小学部第4学年から設定する。活動場所や内容は中学部での指導内容を視野に入れ段階的に設定し、保護者や地域の協力を得たり、社会教育施設等の公共機関を活用したりして、体験的な活動を効果的に展開するように計画する。

#### オ 自立活動

- ・自立活動の全体計画を作成し、外部専門員と連携し、児童一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、児童が主体的に取り組むことのできる内容を指導する。
- ・自立活動の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

## カ 各教科等を合わせた指導

- ・日常生活の指導では、児童の日常生活が充実し、高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導する。また、望ましい生活習慣の形成を図るため、できつつあることや意欲的なことを考慮して毎日反復し段階的に指導する。
- ・生活単元学習では、学習内容を実際の生活で取り上げられる目標や課題に沿って設定し、児童一人一人の実態に応じた段階的な目標設定や学習環境の整備等の工夫等を行い、児童の「一人でできる」や「進んでできる」を目指して指導する。
- ・遊びの指導は、小学部低学年で設定する。児童が積極的に遊ぼうとする環境を意図的に計画し、友達との関わりを促し、意欲的な活動ができるように指導する。
- ・社会性の学習では、個別的な学習や小集団での学習を通して、身近な友達や教員等とより良い人間関係を築いたり、適切なコミュニケーション方法を習得したりすることにより、円滑な日常生活や社会生活を送ることができるように指導する。

## (2) 中学部

### ア 各教科

- ・国語では、小学部での学習内容を踏まえ、日常生活に必要な伝え合う力を高めるとともに活用する能力と態度を育成する。「聞くこと・話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の指導を相互に関連させて生徒一人一人の言語能力の発達や生活経験を考慮して、コミュニケーション能力を伸ばすように指導する。生徒の実態に応じて、個別的な指導や小集団での指導などの授業形態を工夫する。重度・重複学級では、数学との合科として指導する。
- ・数学では、「数と計算」、「図形」、「測定」、「変化と関係」及び「データの活用」の指導内容を通して、日常生活に必要な数量や図形等に関する初歩的な能力と態度を育成する。特に、実務における金銭や時計等の指導内容については、日常における様々な経験との関連を図り、実際に活用する場面を想定して指導する。
- ・社会及び理科の内容については、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・音楽では、「表現」及び「鑑賞」等の内容を通して、小学部での学習を基礎に、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに興味や関心をもって関わる資質・能力を育成できるよう指導する。
- ・美術では、「表現」及び「鑑賞」等の学習内容を通して、小学部の図画工作の学習を踏まえ、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導内容を精選して主体的な造形活動が一層深められるように指導する。また、学校行事等と関連を図り、生徒の作品を掲示するなどして生徒が喜びや達成感を味わえるように工夫して指導する。
- ・保健体育では、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上運動」、「保健」等の学習内容を通して、小学部での学習を基礎にいろいろな運動領域を適切に組み合わせて、身体的な発達を促すように指導する。また、運動の楽しさや喜びを味わい、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動やスポーツを日常生活に積極的に取り入れる態度が育成できるように指導する。

- ・職業・家庭では、家庭分野において現在及び将来の生活の中で必要な食生活の知識や技能を身に付けるとともに、身近な素材で生活に必要な物を作る体験的な学習を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する力を育成するよう指導する。また、職業分野においてキャリア教育の全体計画に基づき、卒業生の働く姿を見学したり、実際に仕事の体験をしたりする機会を設定し、自分の将来について考えられるように指導する。
- ・外国語は、個々の生徒の発達の段階に考慮した内容を工夫し、国語科の各段階の目標や内容と関連付けながら、各教科等を合わせた指導で取り扱う。

#### イ 特別の教科 道徳

- ・生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定し、各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して教育活動全体で適切に指導する。

#### ウ 総合的な学習の時間

- ・探究的な活動の充実を図るため、自然活動、社会貢献活動及び地域の中学校等との交流及び共同学習を通じて他者と協同して問題を解決できるよう体験的な活動を重視し、指導する。

#### エ 特別活動

- ・学級活動は、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・宿泊を伴う学校行事は、各学年で実施する。活動場所や内容は、小学部での経験を踏まえ高等部での指導内容を視野に入れ段階的に設定する。また、集団生活の在り方や公衆道徳について、生徒が望ましい体験を積むことができるように計画的に実施する。

#### オ 自立活動

- ・自立活動の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を身に付けられるように指導する。
- ・自立活動の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

#### カ 各教科等を合わせた指導

- ・日常生活の指導では、小学部での指導内容を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って実際的で必然性のある状況で指導する。毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図り、より発展的な指導内容を計画する。
- ・生活単元学習では、小学部での学習を基礎に、学習内容を実際の生活で取り上げられる目標や課題に沿って設定し、生徒一人一人の実態に応じた段階的な目標設定や学習環境の整備等の工夫等を行い、生徒の「一人でできる」や「進んでできる」を目指して指導する。

また、生徒が様々な学習内容を通して、多種多様な経験ができるように計画するとともに、将来の生活を見据えた単元を計画し、高等部の学習につなげていく。

- ・作業学習では、高等部での指導内容を考慮し、作業活動の基礎的な事柄を学習する中で、働く喜びや達成感を体験できるように指導する。高等部の作業学習や地域の事業者等と連携をし、体験的な活動を段階的に取り入れていくなど工夫する。

- ・社会性の学習では、小学部での学習内容を基礎にして、身近な友達や教員等とより良い人間関係を築くとともに、社会生活に必要なマナー等のスキルを身に付けられるように指導する。

### (3) 高等部

#### ア 各教科

- ・国語では、「聞く・話す」、「読む」及び「書く」について、内容を中学部や中学校での学習を基礎として、社会生活を営む上でのコミュニケーション能力の育成に重点を置き、反復して指導する。重度・重複学級では、数学との合科として指導する。
- ・社会では、集団生活と役割・責任、決まり、公共施設、社会的事象、我が国の地理・歴史及び外国の様子から生徒の実態に応じて適切に精選して指導する。重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・数学では、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」及び「実務」の内容について、中学部や中学校での学習を基礎として、生活において活用することを前提として指導内容を適切に精選して高等部3年間に系統的、発展的な指導ができるよう計画する。特に、「実務」における金銭や時計等の内容については、情報機器や表、グラフ等を用いて実践的に指導する。
- ・理科では、「人体」、「生物」、「事物や機械」及び「自然」の中から、生徒の実態に応じて適切に精選して指導する。重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・音楽では、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の学習内容を通じて、中学部や中学校での学習を基礎に音楽に関する意欲を深め、生活を明るく楽しいものにするよう指導する。鑑賞では、多様な音楽に触れられるようにし、日本の伝統・文化に関連して、邦楽の楽器等に親しむ内容も指導する。
- ・美術では、「表現」、「材料・用具」及び「鑑賞」の内容について、中学部及び中学校の学習を踏まえ、内容を適切に精選し主体的な造形活動が一層深められ、生涯にわたって自らが楽しめるように指導する。また、日本の伝統・文化に関連して、伝統工芸品に触れる内容も指導する。
- ・保健体育では、「いろいろな運動」、「きまり」及び「保健」の内容について、中学部及び中学校での学習を基礎に、生徒の運動能力の差を考慮して、各種の運動やスポーツを指導する。また、体験した運動やスポーツを卒業後も参加したり観戦したりすることで、余暇の活用に広がることに配慮する。
- ・職業では、「働くことの意義」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「職業に関する知識」、「産業現場等における実習」、「健康管理・余暇」及び「機械・情報機器」の内容から作業学習で取り扱う内容と関連させて基礎的な内容を中心に指導する。高等部3年間の指導内容表を作成し、他の教科や領域、産業現場等における実習と関連付けて計画的に実施する。
- ・家庭では、「家庭の役割」、「消費と余暇」、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」、「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」の内容から、高等部卒業後の自立と社会参加を踏まえ、日常生活の中で活かせることに重点を置き、内容を適切に精選して指導する。
- ・外国語では、英語で「会話」、「読む・書く」及び「語や句、文の意味」の内容から外国語（英語）を使おうとする意欲や日常生活の中で生かすことができる内容を適切に精選して指導する。
- ・情報では、「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」、「機器の操作」、「ソフトウェアの操作と活

用]、「通信」及び「情報の取扱い」の内容から、機器の操作に関する内容だけでなく、情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解できるように指導する。

## イ 道徳

- ・ 中学部及び中学校の学習を基盤として、「自分自身」、「他の人との関わり」、「自然や崇高なものとの関わり」及び「集団と社会との関わり」から、青年期の特性を考慮して健全な社会生活を営むために必要な内容を適切に指導する。

## ウ 総合的な学習の時間

- ・ 自然活動や社会貢献活動及び地域の図書館、公民館、他の学校等の社会教育施設の活用により、体験的な活動を重視し、指導する。

## エ 特別活動

- ・ ホームルーム活動では、生徒の基礎的な集団として、個性の伸長を図るとともに、主体的に取り組む態度を育成するよう指導する。
- ・ 生徒会活動を通して、高等部の生徒が望ましい人間関係を形成し、集団の一員として協力して活動に参加できる力を育成するよう指導する。
- ・ 宿泊を伴う学校行事については、望ましい人間関係を形成し集団への所属感や連帯感を深め、集団生活の在り方や公衆道徳について望ましい体験を積ませるため、例えば、第1学年に移動教室、第2学年に修学旅行等、計画的に実施する。

## オ 自立活動

- ・ 自立活動の全体計画を作成し、外部専門員との連携により、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、高等部卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を活用できるように指導する。
- ・ 自立活動の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定する。

## カ 各教科等を合わせた指導

- ・ 日常生活の指導では、中学部及び中学校での学習を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導する。卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、挨拶、返事、報告や言葉遣いなどにより重点を置き、反復して指導する。
- ・ 生活単元学習では、地域の資源を活用した特色ある単元づくりに努め、将来の自立と社会参加を視野に入れた多様な経験ができるように計画する。
- ・ 作業学習では、第1学年では、作業種目を前期と後期で変え、特色の異なる作業種目を学習できるようにする。第2学年からは、普通学級では教育課程の類型化を活かした作業種目を設定し、年間を通じて同じ作業班で学習することで、作業の習熟を図り達成感を体験できるように工夫する。また、産業現場等における実習での課題を作業学習の中で取り組めるように作業学習での指導内容を見直すとともに、地域での作業学習を実施する機会を計画的に設定し、実際の場面での作業が取り組めるように工夫する。

## 4 生活指導及び進路指導の重点

### (1) 生活指導

- ・社会参加の可能性を広げる習慣や技能を育てる指導の充実を図る。
- ・通学路の安全マップの作成等を踏まえ、一人通学に向けた段階的な指導を保護者と協力して行い、高等部段階では、原則的に一人通学を目指す。また、地域の警察等の関係機関と連携して、交通安全教室を実施する。
- ・警察等の関係機関と連携しセーフティ教室を実施し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止等の学習を行う。
- ・自然災害等を想定した実際的な避難訓練を実施し、発達段階に応じて危険を予測し回避する力や協力して自己及び他者の安全を守る態度を育成するとともに、児童・生徒の防災意識の向上に努める。また、一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、教職員、保護者、地域との協働による危機管理体制を確立する。
- ・表彰規定等を定め、児童・生徒の社会的に望ましい行動や他への模範的な取組が評価される機会等を設けるなどにより自己肯定感を育むとともに、地域の関係機関や地域住民と連携し、児童・生徒の健全育成に取り組み、問題行動等の未然防止及び早期発見に努める。
- ・情報端末等の適切な指導方法について、関係機関や保護者と連携し、適切な個人情報の取扱いを具体的に指導し、犯罪被害防止に努める。
- ・学部間の交流及び共同学習や部活動・生徒会などを通じて、様々な人と関わりをもつことで他者理解の促進を図るとともに、生活指導面における規範意識を育成する。

### (2) 進路指導

- ・望ましい勤労観・職業観を育てる指導の充実を図る。
- ・キャリア教育の一環として、小学部では保護者と連携をして日常生活の指導や各教科の学習内容の定着を図る。中学部では、小学部で培った日常生活の指導の内容を基礎として、基本的なマナーやルールの指導を行う。高等部では、高等部卒業後の地域での自立と社会参加を目標に、個に応じて具体的に指導する。
- ・キャリア教育の全体計画を作成し、小学部高学年では年に2日程度、職場見学等を行う。中学部では、年に2日間以上就業体験等を実施する。例えば、高等部の作業学習や校内実習等の機会を活用し、高等部の作業を体験したり、地域の事業所等の見学及び体験を行ったりする。
- ・高等部では、進路相談、産業現場等における実習（以下、「現場実習」という。）、作業学習の三つを進路指導の柱として、進路指導担当教員と担任が保護者と連携し、生徒及び保護者の希望に基づく進路指導を行う。
- ・高等部では、インターンシップ（短期就業体験）を第1学年に1回、第2学年に1回実施する。現場実習は、第2学年及び第3学年で実施する。本人と保護者の希望を基に高等部3年間における短期就業体験と現場実習を段階的、計画的に実施する。

## 5 高等部の作業学習の展開

障害の状態が様々な児童・生徒が、卒業後地域において個に応じた自立と社会参加、社会貢献ができるように、これまでの学習の積み上げを土台として、高等部の作業学習において、作業種目を類型に応じて設定し、地域の福祉施設といった産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組むとともに、外部専門員の活用や近隣の就業技術科・職能開発科を設置する特別支援学校からの支援も充実させ、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

### (1) 各学年の作業種目（例）

第1学年は、作業種目を前期と後期で変え、特色の異なる作業種目を学習できるようにする。第2・3学年は、類型ごとに作業種目を設定する。作業学習を計画するに当たっては、障害の程度が中・重度の生徒の障害特性を考慮し、作業環境を整えたり、工程分析を行ったりするなど生徒が見通しをもって主体的に作業に取り組むことができるような工夫を実施する。

#### 第1学年での作業学習

第1学年は、前期と後期で異なる特色の作業種目を学習できるようにすることで、生徒の適性を多角的に把握し、第2学年以降の指導に生かしていく。

##### <粗大運動を主とする作業>

- ①ビルクリーニング班…校内の清掃作業
- ②農園芸班…農園芸品の栽培・育成維持

##### <微細運動を主とする作業>

- ③布工班…布製品の製造
- ④窯業班…石膏型の押型による小皿の製造

#### 第2・3学年での作業学習

普通学級では、類型ごとに作業種目を設定し、学年縦割りで作業班を編成する。重度・重複学級は、ものづくりを題材の中心とした作業学習を行う。

作業学習を通して、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

##### 総合類型 (仮称)

##### ビルクリーニング班

- ・近隣店舗や公共施設の清掃

##### 流通班

- ・作業製品の販売等

##### 事務班

- ・印刷・帳合、名刺作成、等

##### 農園芸班

- ・野菜、花等の農園芸品の栽培・育成維持（外部施設の農場等）

##### 喫茶班

- ・喫茶の運営、接客マナーの習得等

##### 基礎類型 (仮称)

##### 窯業班

- ・石膏型の押し型による小皿の製造

##### 布工班

- ・布製品の製造

##### 食品加工班

- ・焼き菓子の製造

##### 農園芸班

- ・野菜、花等の農園芸品の栽培・育成維持（校内農場）

##### 事務班

- ・不要紙の回収・リサイクル、メモ帳作り等

6 年間総授業時数（例）

小学部

【普通学級（知的障害の教育課程）】

	各教科						道徳科	外国語活動	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年			204	68	34	136					306	34	68		850
2年			210	70	35	140					315		140		910
3年			245	70	35	140					315		175		980
4年		140	105	70	35	140					315		210		1015
5年		140	105	70	35	140					315		210		1015
6年		140	105	70	35	140					315		210		1015

【普通学級（自閉症の教育課程）】

	各教科						道徳	外国語活動	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年			204	68	34	136					306	34		68	850
2年			210	70	35	140					315		70	70	910
3年			245	70	35	140					315		105	70	980
4年		140	105	70	35	140					315		105	105	1015
5年		140	105	70	35	140					315		105	105	1015
6年		140	105	70	35	140					315		105	105	1015

【重度・重複学級】

	各教科						道徳	外国語活動	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育					日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年			102	68	68	68				102	374	68			850
2年			105	70	70	70				105	385		105		910
3年			105	70	70	70				140	385		140		980
4年			140	70	70	70				140	385		140		1015
5年			140	70	70	70				140	385		140		1015
6年			140	70	70	70				140	385		140		1015

中学部

【普通学級(知的障害の教育課程)】

	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	105		105		35	35	140	70			70			210	140	105		1015
2年	105		105		35	35	140	70			70			210	140	105		1015
3年	105		105		35	35	140	70			70			210	140	105		1015

【普通学級(自閉症の教育課程)】

	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	
1年	105		105		35	35	140	70			70			210	70	105	70	1015
2年	105		105		35	35	140	70			70			210	70	105	70	1015
3年	105		105		35	35	140	70			70			210	70	105	70	1015

【重度・重複学級】

	各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	140		国語と合科		35	35	70	70			70		140	245	105	105		1015
2年	140		国語と合科		35	35	70	70			70		140	245	105	105		1015
3年	140		国語と合科		35	35	70	70			70		140	245	105	105		1015

高等部

【普通学級：総合類型】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35	140	70	210	1050
2年	70	17.5	70	17.5	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35			420	1050
3年	70	17.5	70	17.5	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35			420	1050

【普通学級：基礎類型】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35	140	70	210	1050
2年	52.5	17.5	52.5	17.5	35	70	70	35	70	17.5	17.5	35	35	35	35	140	70	280	1050
3年	52.5	17.5	52.5	17.5	35	70	70	35	70	17.5	17.5	35	35	35	35	140	70	280	1050

【重度・重複学級】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	210		国語と合科		35	70	70						35	35	70	175	140	210	1050
2年	210		国語と合科		35	70	70						35	35	70	175	140	210	1050
3年	210		国語と合科		35	70	70						35	35	70	175	140	210	1050

### 第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域との連携の中で、共生社会の実現に向けた理解啓発を推進し、児童・生徒の社会参加を促進するため、これまで八王子特別支援学校が培ってきた地域とのつながりを継承し、以下のような取組を行っていく。

- (1) 幼保・小・中・高等学校の特別支援教育推進のために、センター的機能を発揮する。
- (2) 関係機関と連携し、就学前教育相談の充実と、卒業生へのアフターケアの充実を図る。
- (3) 特別支援教育の理解啓発を図るため、地域住民や就労・教育関係者をはじめ一般の人々に、本校の教育活動を積極的に発信する。
- (4) 八王子市教育委員会との連携により、副籍事業や障害児理解教育を充実する。

## 第4章 施設・設備の整備

### 1 施設・設備の整備の考え方

八王子地区第二特別支援学校（仮称）の施設・設備の整備については、第1章から第3章までに掲げる教育の実現に向け、児童・生徒の安全・安心の確保、教育内容への適切な対応という観点を踏まえて、必要となる施設・設備を着実に整備する。

### 2 施設の概要

#### (1) 学校への交通

- ア JR中央線 高尾駅下車 徒歩 約 11分
- イ 京王高尾線 狭間駅下車 徒歩 約 8分

#### (2) 面積

敷地面積 17,822.16㎡

### 3 基本方針

教育課程、施設整備等の条件を踏まえ、知的障害教育部門小学部、中学部及び高等部普通科の教育に必要な施設を整備する。

### 4 施設の基本計画

施設の整備について、次に一覧を示す。

5 施設一覽

分野	室名	室数	備考
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	(1)	(視聴覚室兼用)
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	7	
	更衣室(教職員)	2	男1、女1
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	(1)	(技術室兼用)
	OA機器室	1	
	倉庫	5	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	休憩室含む
	倉庫	1	
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
普通教室	普通教室	81	重度重複は12(内数)
特別教室	音楽室	2	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室(被服)	1	
	調理室	2	
	理科室	1	

分野	室名	室数	備考(標準など)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	(会議室兼用)
	技術科室	1	(教材開発室兼用)
	陶芸室	(1)	(実習室(窯業)兼用)
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	1	
	実習室	7	作業学習等
特別活動	生徒会室	2	
	更衣室	6	
自立活動部門	多目的室	3	
	言語訓練室	1	
体育部門	体育館	2	ステージ、附属室含む
	プール	1	機械室、附属室含む
計		154	

## 参 考 资 料

## 八王子地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

### （設置）

第1 八王子地区第二特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に八王子地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2 委員会は、八王子地区第二特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

### （構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

### （委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

### （設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成30年3月31日までとする。

### （意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

### （会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

### （庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

### （その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

八王子地区第二特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	三好美名子	都立八王子特別支援学校関係者	P T A会長
学校関係者	吉田真理子	都立八王子特別支援学校校長	
教 育 庁	浅野 直樹	特別支援教育推進担当部長	(委 員 長)
	川名 洋次	都立学校教育部特別支援教育課長	
	布施 竜一	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	島添 聡	都立学校教育部主任指導主事(特別支援教育推進担当)	
	深谷 純一	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	
	長谷 克己	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	鈴木 友幸	都立学校教育部施設調整担当課長	
	伏見 明	指導部特別支援教育指導課長	
	緒方 直彦	指導部主任指導主事（特別支援教育担当）	
	泉田 巧人	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	西山公美子	総務部企画担当課長	
	加倉井祐介	人事部人事計画課長	

(事務局)

教育庁	布施 竜一	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	浅沼 辰徳	都立学校教育部特別支援教育課課長代理（特別支援教育企画担当）	
	石田 真輝	都立学校教育部特別支援教育課管理担当	
	浅見 信彦	指導部特別支援教育指導課指導主事	